

コロナ禍のもと懸命に働くなかまの奮闘を顧みない理不尽な勧告に抗議する(談話) ～2021年人事院勧告にあたって～

2021年8月12日
国土交通労働組合 書記長 山崎 正人

人事院は8月10日、国会と内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告と公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出等を行いました。今回の勧告では、官民較差がきわめて小さいとして、俸給表及び諸手当の改定が見送られたほか、一時金については、2年連続かつ昨年を超える0.15月の引き下げとなっています。

この間、コロナ禍による深刻な経済不況のもとで、労働者の雇用と生活が脅かされ、21春闘はきわめてきびしい情勢となったものの、多くの労働者が「コロナ禍だからこそ賃上げを」との声を挙げた結果、春闘相場の下落を押しとどめました。こうしたなかで、政府も6月に決定した「骨太方針」に「賃上げを通じた経済の底上げ」を盛り込んだほか、7月には中央最低賃金審議会が各都道府県の時給を一律28円目安に引き上げるよう答申するなど、コロナ禍のもと、賃上げが必要という世論をつくりだしてきました。私たちは、人事院勧告が国家公務員のみならず、新型コロナ感染症対応の第一線で働く地方公務員や病院職員はもとより、民間の中小・零細企業における賃金水準の根拠となるなど、770万人の労働者に直接・間接的に影響することから、人事院に対し、公務労働者の労働実態を直視することはもちろん、コロナ禍で深刻化する日本経済の立て直しを見据えて、単に「民間準拠」に固執するのではなく、生計費にもとづく政策的な賃金改善を行うよう、強く求めてきました。それにもかかわらず、機械的に俸給表及び諸手当の改定を見送り、一時金のマイナス勧告を行った姿勢に、断固抗議するものです。

いま、コロナ禍の収束が見通せないなかで、私たち国土交通行政を担う職員は、コロナ対策はもちろん、災害対応や窓口業務など、業務が複雑・困難化し、長時間過密労働が横行しています。一方、このように職場が疲弊するなかにおいても、多くの職員が国民生活を支えるために懸命に業務を遂行しています。こうしたなかで、人事院も認識しているように、公務の志望者が減少し、入職したとしても早期に離職などの選択をする若年層職員も増加しています。しかし、今回の勧告では、国家公務員の初任給については、民間が公務を大幅に上回っているにもかかわらず、昨年に引き続き何ら改善措置を講じなかったことは、これまで人事院が繰り返し口実にしてきた「民間準拠」や「情勢適応の原則」とも矛盾するものであり、論理破綻していることは明らかです。くわえて、低い処遇に置かれ続けている定員外職員や再任用職員については、均等・均衡待遇の実現への道筋すら見通せず、到底容認できません。

公務員人事管理に関する報告では、公務職場全体の魅力を高めることや、職員が能力を十分に発揮すること、さらには、長時間労働の是正などが盛り込まれています。しかし、公務職場の魅力が低下し、慢性的な長時間労働のもとで職員が能力を発揮できない状況に陥っている背景には、政府が私たちの声を無視して、連年の定員削減を強行してきたことや、人事院が労働時間をはじめとする職場環境や処遇の改善を求める私たちの切実な声を放置し、何ら具体的な措置を講じてこなかったことにあります。

また、定年の引上げ及び能力・実績にもとづく人事管理の推進については、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用にくわえて、さらなる能力・実績強化について言及し、各府省や職員団体等の関係者の意見を聴きながら、検討をすすめるとしています。しかし、これまで人事院は、政府の顔色をうかがい、私たちの処遇を切り下げるなど、労働基本権制約の代償機関としての役割を放棄する姿勢に終始してきました。いまこそ、人事院は私たちの切実な要求に耳を傾け、職場環境と処遇の改善にむけて、代償機関としての本来の役割を発揮すべきです。

一方、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出については、私たちの要求が一定反映されたものである反面、実効ある制度として運用するためには、多くの課題があり、引き続き私たちの要求をふまえた対応をはかるべきです。

私たち国土交通労組は、引き続き、交通・運輸、建設産業の労働者、公務・公共サービスにかかわる労働者とともに、官民共同のたたかいを広げ、大きな国民世論を築くことで公務労働者の労働条件改善はもとより、すべての労働者の賃金・労働条件改善をはじめとする諸要求の実現をめざします。

そのためにも、全国のなかまをはじめ、国民や国土交通省関連のすべての労働者のみなさんに私たちの運動への結集を呼びかけるものです。

以上